

【研究チームの構成について】

問1. 共同研究グループを複数の研究機関で組織することは可能か。

（答）

可能です。ただし、共同研究グループを編成する場合、研究グループは提案する全体構想実現のために必要不可欠であって、研究目的の達成に大きく貢献できることが必要です。すなわち、共同研究グループの役割・位置づけが不明であるチーム編成は、研究開発体制として不適切です。

問2. 研究チームに海外の研究機関に所属している研究者は参画できるのか。

（答）

海外の研究機関とは委託契約又は再委託契約を結ぶことができません。ただし、委託契約又は再委託契約を結んで研究に参画することはしないものの、研究代表者が所属する機関もしくは研究代表者が所属する機関と再委託契約を結んで参画している研究グループと連携・協力し研究に参加することは可能です。様式の「その他の研究開発参画機関」の欄に記入してください。

【人件費について】

問3-1. 雇用した研究者が、例えば科研費の研究など、他の研究に携わることは可能か。

（答）

本制度において雇用する40歳未満の若手研究者について、所属研究機関からの承認が得られた場合には、本制度から人件費を支出しつつ、本制度に従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することが可能です。詳しくは公募要領の別紙7をご参照下さい。

【PIの人件費&バイアウトの人件費について】

問3-2. 研究開発代表者の人件費の支出は可能か。

（答）

研究開発代表者の人件費の支出に当たっては、「競争的研究費の直接経費から研究開発代表者（PI）の人件費の支出について」（令和2年5月22日研究振興局、科学技術・学術政策局、研究開発局、高等教育局申し合わせ）を踏まえ、手続き等を行ってください。詳しくは公募要領の別紙6をご参照下さい。

これと関連して、研究開発代表者本人の希望により、その者が所属研究機関において担っている業務のうち、研究以外の業務の代行に係る経費を支出することが可能です。詳しくは公募要領の別紙7をご参照下さい。

【学生の旅費について】

問3-3. 当該事業の一環として企画・実施したイベントに参加してもらう学生の旅費は支出可能か。

(答)

当該事業において、必要なイベントの運営等に従事させるための旅費や、作成した育成プログラムの教育効果の測定のために、被験者として参加させるための旅費は支出可能です。

ただし、必要なイベントであっても、参加するためだけの旅費は支出できません。

【他の財源からの経費の支出について】

【海外との連携について】

問4. 海外の人材を育成するのは対象か？

(答)

対象は国内の人材育成です。なお、海外機関への委託及び再委託を行うことはできません。

問5. 海外の大学との連携について制約はあるか？

(答)

共通の教材を利用するのはいいが、高いお金でただ海外の教材を買いこんでくるだけというのは審査の際に審議が必要になる。海外機関への再委託もできない。

【申請書について】

問6. 様式 1-7 は企業が応募する場合誰の業績を書くのか。

(答)

参画する研究開発者・URAの全員について、それぞれ調書を作成してください。